第**1**章

計画策定の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

日本全体の出生数は年々減少し続けており、少子化に歯止めがかからない状況が続いています。一人の女性が生涯に生む平均子ども数を表す合計特殊出生率は、終戦直後には4.32であったものが、「1.57ショック」(平成元年の合計特殊出生率が昭和41年丙午の1.58を下回る)以後も低下を続け、平成15年は1.29と過去最低を記録するに至っています。

人口を維持するのに必要な合計特殊出生率の水準は、2.08 とされています。このままでは総人口は平成18年をピークとして減少に転じ、「人口減少社会」へ突入することが確実な状況です。

墨田区における合計特殊出生率は、平成15年時点で1.08と全国平均を大幅に下回る状況にあり、少子化問題は、多くの区民が社会や地域全体で解決すべきと感じている、重要な課題となっています。

さらには、核家族化、働き方などライフスタイルの多様化、地域の人間関係の希薄化など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は、近年厳しさを増しており、子どもや子育て家庭に対する地域社会の支援のあり方を再構築していくことが求められています。

このような状況の中、政府・地方自治体・企業等が一体となって、国の基本政策として 次世代育成支援を進めるため、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、これにより、全国すべての地方自治体に、次世代育成支援対策に関する市町村行動計 画を策定することが義務付けられました。

「すみだ子育ち・子育て応援宣言ー墨田区次世代育成支援行動計画ー」は、次世代育成 支援対策推進法が掲げる理念に基づき、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、成長 することができる地域づくりをめざして、区民、関係機関、区が協働で策定したものであ り、今後墨田区が取り組むべき施策の方向性を明確にし、それらの施策を総合的かつ計画 的に推進するための指針となるものです。

2. 計画の位置づけ

「すみだ子育ち・子育て応援宣言-墨田区次世代育成支援行動計画-」は、次世代育成 支援対策推進法第8条第1項に基づく市町村行動計画として、次代の社会を担う子どもと 子育て家庭に対する支援策や、子どもを取り巻く環境整備を図るための施策を体系的に定 めるものです。

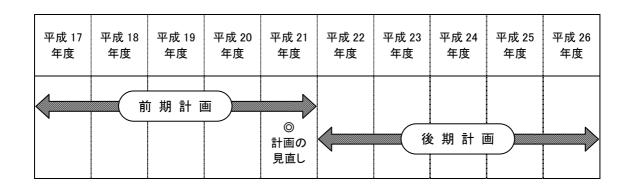
本計画は、墨田区における、子どもと子育て家庭への支援を総合的に進めていくための基本計画であり、母子保健計画と母子家庭及び寡婦自立促進計画を包含するものです。

また、墨田区基本構想が掲げる基本理念及び都市像を実現するための「墨田区基本計画」 (平成13年度から平成22年度)との整合性を図るとともに、墨田区における福祉保健分野の基本計画である「墨田区地域福祉計画」や各分野別計画との調整を図るものとします。

3. 計画期間

市町村行動計画は、10年間の集中的・計画的な取り組みを推進するために、5年を1期として策定するものとされていることから、本計画は、平成17年度から平成21年度までの5か年を、前期計画の計画期間とします。

また、平成 21 年度までには必要な見直しを行い、平成 22 年度から平成 26 年度までを 計画期間とする後期計画を策定します。

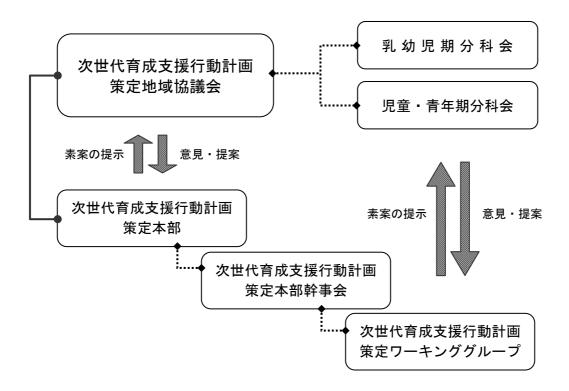


4. 計画の策定方法

(1)計画の策定体制

「すみだ子育ち・子育て応援宣言ー墨田区次世代育成支援行動計画ー」は、学識経験者、 公募の区民をあわせた 28 名で構成される「墨田区次世代育成支援行動計画策定地域協議 会」及びその下部組織である 2 つの「分科会」の協議・検討を通じて、策定を行いました。 協議会及び分科会は、会議及び会議録を公開とし、ホームページ等を活用して情報提供を 図るなど、区民に開かれた審議を進めました。

庁内においては、関連部課の代表で構成される「墨田区次世代育成支援行動計画策定本部」「墨田区次世代育成支援行動計画策定本部幹事会」「墨田区次世代育成支援行動計画策定ワーキンググループ」を設置し、関連部署間との連絡調整等を密にして、全庁をあげた取り組みを進めました。



(2)墨田区次世代育成支援のための調査の実施

墨田区では、区における子育ての実態や、次世代を担う子どもたちが健やかに生まれ、 育成される環境を整備していくための施策等のあり方について区民の意見を把握するため、計画の策定に先立ち、平成16年1月に以下の調査を実施しました。

この調査から得られた結果は、計画の施策の方向性や、各種サービスの目標事業量を設定するための資料として、活用を図っています。

調査の種類	対象者	対象者数·回収状況	調査方法
①乳幼児の養育等に関する 実態・意識調査	0~6歳の未就学の 子どものいる保護者	対 象 者 数:2,000人 有効回収率:65.1%	郵送配布・郵送回収
②小学校児童の生活等に 関する実態・意識調査	小学生の子どものい る保護者	対 象 者 数:1,200人 有効回収率:62.3%	郵送配布・ 郵送回収
③青少年の生活等に関する 実態・意識調査 (中学生調査)	区内の公立学校に通 う中学2年生	対 象 者 数:378人 有効回収率:88.1%	学校配布· 学校回収
④青少年の生活等に関する 実態・意識調査 (高校生等調査)	中学卒業~19歳の 区民	対 象 者 数:595人 有効回収率:38.2%	郵送配布・ 郵送回収
⑤次世代育成と子育て環境 整備に関する区民意識調査	20~59歳の区民	対 象 者 数:1,498人 有効回収率:40.5%	郵送配布・ 郵送回収

※本文中に「調査」とあるのは、この「墨田区次世代育成支援のための調査」を指します。

(3)区民の意見の把握と計画への反映

区民の意見の計画への反映を図るため、子育て中の区民と協議会(分科会)委員、区が 意見交換をする場として区民懇談会を開催し、次世代育成支援に関する区民の意見の把握 に努めました。

また、「墨田区次世代育成支援行動計画 中間のまとめ」を広く公表し、パブリック・コメント*を実施するなど、区民の意見を聴取する機会を設け、計画への反映を図りました。

区民懇談会の開催

	開催日時	開催場所	参加者数
第1回	平成 16 年 9 月 4 日(土) 午前 10 時~12 時	興望館	32 名
第2回	平成 16 年 9 月 8 日(水) 午前 10 時 30 分~12 時	すみだ子育て相談センター	41 名

区民懇談会(PART2)の開催

	開催日時	開催場所	参加者数
第1回	平成 16 年 12 月 10 日(金) 午後 7 時~8 時 30 分	興望館	20 名
第2回	平成 16 年 12 月 14 日(火) 午前 10 時 30 分~12 時	すみだ子育て相談センター	19 名

※パブリック・コメントとは、区の基本的な施策等を策定する過程において、事前にその案を 広く公表し、区民等が意見を述べることができる機会を設け、それに対する区の考え方を公 表していく手続きのことを指します。